

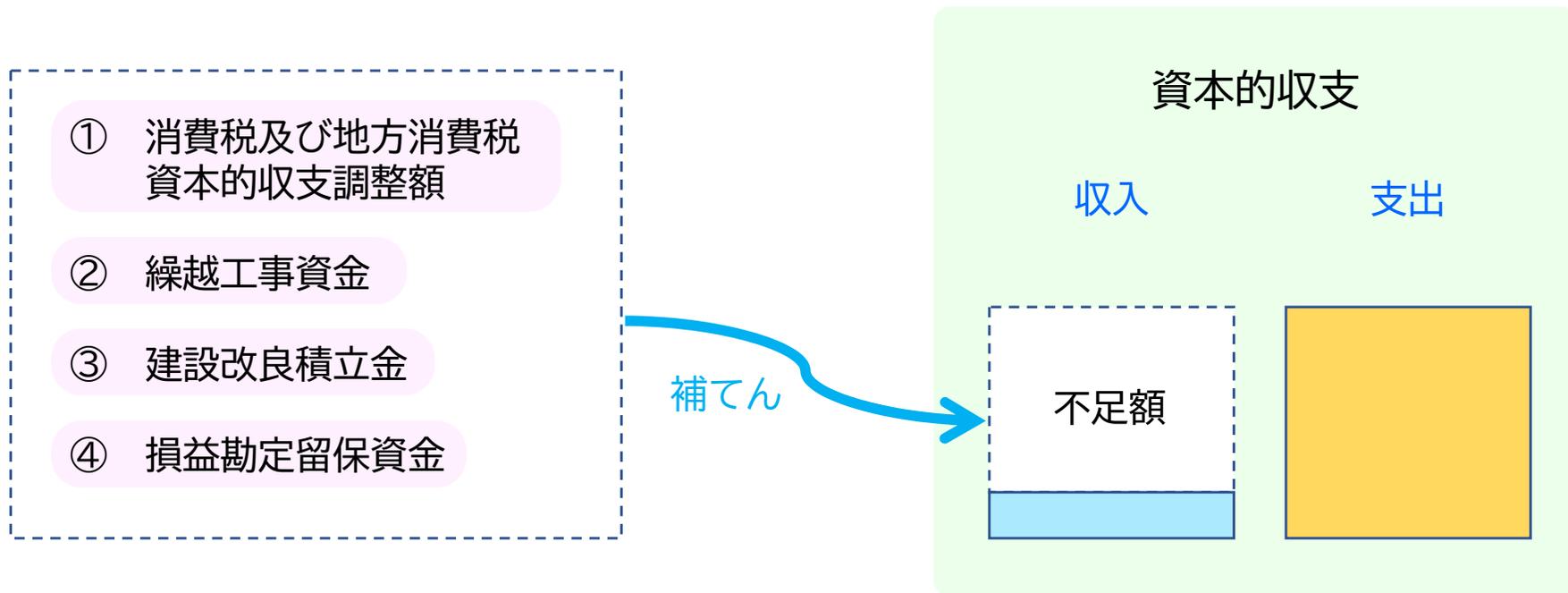
令和5年度決算から見る 補てん財源



坂戸、鶴ヶ島水道企業団

資本的収支（4条予算）では、収入より支出のほうが多く、その不足額を補てんするための財源を補てん財源 といいます。

補てん財源は、次の4つとなっています。



① 消費税及び地方消費税資本的収支調整額

令和5年度決算：1億100万5,232円
 (当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額)

水道企業団は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」といいます。）の最終負担者ではないので、消費税に相当する金額を調整する必要があります。この調整額を「消費税及び地方消費税資本的収支調整額」といいます。

消費税の納付は、4条予算分も含めて3条予算で執行することとされています。

4条予算では、収入より支出が多いことから、消費税も仮受消費税より仮払消費税が多くなり、還付（又は納付額の削減）効果があるため、資本的収支不足額の財源となります。

なお、過年度分の調整額で使用していないものがある場合は、当年度分より先に使います。



金額と計算を簡単にして考えてみよう！

3条予算決算額	仮受消費税	28万	仮払消費税	16万	→	3条予算では差引12万の収入
4条予算決算額	仮受消費税	0	仮払消費税	10万	→	4条予算では差引10万の支出
消費税の納付（還付）額 = 12万 - 10万 = 2万（納付）						

消費税の納付額2万円は、3条予算で執行するので、3条予算では10万円の現金が内部留保されます。

この10万円が4条予算で支出した仮払消費税10万円の補てん財源となります。

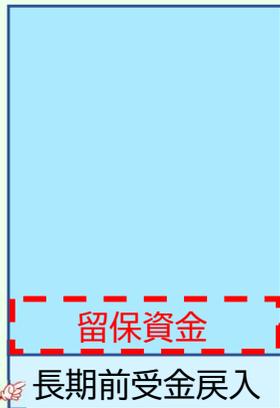
② 繰越工事資金

令和5年度決算：199万351円

繰越工事資金は、前年度において、特定の工事の財源として既に収入した負担金です。収入後、翌年度に行った特定の工事の支出を補てんするために使います。

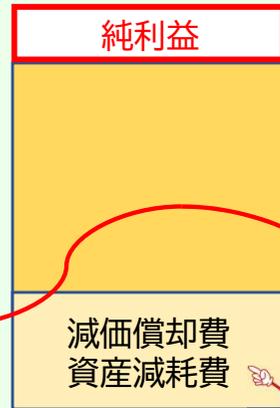
収益的収支

収入



現金の増えない収入

支出



現金の減らない支出

補てん財源

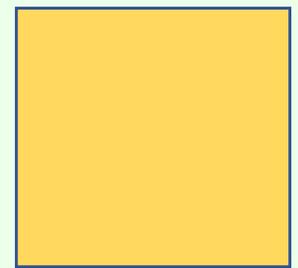
- ① 消費税及び地方消費税 資本的収支調整額
- ② 繰越工事資金
- ③ 建設改良積立金
- ④ 損益勘定留保資金

資本的収支

収入



支出



③ 建設改良積立金 令和5年度決算：2億2,479万811円（令和4年度決算における純利益）

建設改良積立金は、過去の収益的収支における純利益（黒字分）を建設改良工事の財源に充てるため、積み立てているお金です。

④ 損益勘定留保資金 令和5年度決算：8億6,496万7,768円（過年度分損益勘定留保資金）

長期前受金戻入（収入）、減価償却費・資産減耗費（支出）は、決算書ではその年度の収入・支出として計上されますが、実際に現金の収入・支出があったわけではありません。その結果、現金として手元に残った（企業内部に留保された）資金を損益勘定留保資金といい、補てん財源として使用することができます。

なお、過年度分の損益勘定留保資金で使用していないものは、当年度分より先に使います。



■当年度分損益勘定留保資金（令和5年度）

長期前受金戻入（収入）	2億6,939万9,115円
減価償却費（支出）	△8億3,493万7,437円
資産減耗費（支出）	△6,774万5,001円
	<hr/>
	△6億3,328万3,323円

決算書の損益勘定（3条予算）では、このように計上されているけど、実際に現金が減ったわけではなく、手元に残っているよ。そのお金を資本勘定（4条予算）で不足する額の補てん財源に使うことができるんだ！

